

国際経済関係の歴史を法的に概観したものとして、酒井啓亘「国際法」(有斐閣、2011 年) 第 5 編第 1 章第 1 節がある。国際経済関係に詳しくないと自覚する者は、目を通しておいて頂きたい。

* * *

Franklin.D. Roosevelt 米大統領は、[対日宣戦布告](#)において、“we will not only defend ourselves to the uttermost but will make it very certain that this form of treachery shall never again endanger us.”と述べ、戦後の国際制度構築を視野に入れていた。

経済面においても、アメリカ合衆国は参戦前から戦後国際制度の検討を開始していた。イギリスを初めとする連合国への輸出を伸ばし、戦時景気により世界恐慌から脱却したものの、戦後には戦時バブルがはじけることが予想されていたからである。

「アメリカの戦後構想の柱は、一方での、終戦時におけるアメリカの過剰な生産能力、他方における諸外国の巨額の復興需要とその資金不足という問題にいかに対処するかにあった。終戦直後には、アメリカは戦時中の輸出によって、世界の金準備の 8 割を保有するまで金蓄積を進めており、また、連合国に対しては武器貸与法によって 467 億ドルという巨額の資金を貸し付けていた。英仏をはじめ連合国は、既に外貨準備を対外支払にあてており、アメリカから貸与された資金の返済も不可能で、まして復興需要のための資金はどこにも存在しない状況にあった。……他方、アメリカは国内の需要以上の生産能力を保有しており、他国の購買力の不足という問題に対処しなければ輸出を継続できず、過剰生産能力が一気に顕在化する可能性があった。アメリカは、この問題への対処の必要から戦後の世界経済の枠組みを提示した。」(新岡智ほか(編)『国際経済政策論』(有斐閣、2005 年) 10 頁)

1. [Roosevelt の 1940 年一般教書演説](#) (中程の “Twenty-one American Republics” から始まる段落以下) および [1941 年 5 月 18 日の Cordell Hull 国務長官ラジオ演説](#) によれば、第二次世界大戦の原因を米政府はどのように分析しており、どのような処方箋を描いていたか。
2. 大西洋憲章の起草時にもめたのは、4 項および 5 項、とりわけ 4 項だったと言われている。同様に、[1942 年米英相互援助条約](#) 7 条についても一悶着あった。なぜ、これらについてもめたのだろうか。
3. 大西洋憲章 5 項には国際協力が謳われており、これはすなわち 19 世紀型の自由貿易制度への回帰の否定を意味する。なぜ否定しなければならなかったのか。また、どのような協力が必要と考えられたか。

4. 米英間での大論争の末に、[国際通貨基金\(IMF\)協定が 1944 年に採択](#)され、翌 45 年に発効した (IMF の業務開始は 1947 年)。同協定は、通貨に関し、次のような制度を定めた (IMF 協定は数次の改正を経ており、現在 IMF ウェブサイトで見ることができるのは[最新版](#)である。ここでは、上記リンク先の 1944 年版を参照されたい)。
- A) 加盟国通貨は、金または米ドルによりその平価を表示される (4 条 1 項(a))。
 - B) 加盟国は、為替相場を平価から上下 1% の範囲内に抑える (4 条 3 項(i))。
 - C) 平価の変更は IMF の同意がなければなし得ない (4 条 5 項)。
 - D) 国際収支の一時的不均衡により外貨が不足する場合、一定の上限内で、自国通貨と引き替えに当該外貨の貸付を IMF から受けることができる (5 条)。
 - E) 特定の通貨 (要するに米ドル) が基金に不足する場合、基金はその拠出を割り当てることができる (7 条 3 項)。
 - F) C)・D) のために、常設的機構として IMF を設立する (序条)。

これら制度の目的は 1 条に明記されている。それぞれの制度は、IMF の目的とどのように結びついているか。

5. IMF と同時に、国際復興開発銀行 (IBRD) も設立された。こちらは、「復興」あるいは「開発」のために加盟国に貸付を行い、また、民間投資家の貸付への保証を行う (IBRD 協定 3 条 4 項。こちらは[最新版](#) (IBRD Articles of Agreement) を見ても差し支えない。「復興」とは、「開発」とは、それぞれ何を意味するか。
6. 「ブレトン・ウッズ協定 (IMF 協定・IBRD 協定) はなるほど長期には [パクス・アメリカナをつくりだす基盤構造の一つとなるという] 歴史的意味を持ったが、短期的に見れば、戦後世界を形成するのに取り立てた役割をはたさなかった。じつのところ戦後の移行期に関するならば、その機構は、……第二次大戦後の混乱しあるいは疲弊した英国と西欧経済、そしていわんや世界資本主義経済全体を立て直す機構となるにはあまりに非力であった。というよりこの時点では、この機構にそのような役割を望むこと自体が、非現実的な期待に過ぎなかった。」(紀平英作『パクス・アメリカナへの道』(山川出版社、1996 年) 90 頁) では、第二次大戦後の世界資本主義経済全体を立て直したのは何か。
7. 通商 (貿易) については、実質的な議論は戦後に持ち越された。既に発足していた国連の主催により「国連貿易雇用会議」が開催され、その名の通り貿易のみならず労働基準や投資、さらには制限的商慣行の規制など、極めて範囲の広い国際貿易機関 (ITO) 憲章が 1948 年に採択された。米議会の反対などにより ITO 憲章は発効しな

かったものの、その中の一部の規範が「関税及び貿易に関する一般協定(GATT)」として ITO 憲章採択前に既に暫定適用されはじめていた (1947 年)。[1947 年の GATT](#) の根本は、貿易障壁の削減 (数量制限の禁止 (11 条 1 項)・関税引き下げ交渉 (28 条の 2))、および、差別待遇の廃止 (最恵国待遇 (1 条・13 条・17 条)・内国民待遇 (3 条)) である。これらの規定は、大西洋憲章 4 項・5 項とどのような関係に立つだろうか。

IMF 協定・IBRD 協定の日本語版は、[外務省ウェブサイト](#)から入手できる。「条約名」の欄に「国際通貨基金」あるいは「国際復興開発銀行」と入れて検索すればすぐに見つかる。GATT の日本語訳は一般の条約集に含まれている。なお、佐分晴夫「GATT の訳文」書齋の窓 598 号 (2010 年) に面白い話が載っている。

参考文献 (既に引用したものに加えて)

- 佐々木隆生「戦後国際経済関係の構想と原理」経済学研究 (北海道大学) 30 巻 2 号 (1980 年)
- 佐々木隆生「戦後国際経済再編成と『国際協力』」経済学研究 (北海道大学) 35 巻 3 号 (1986 年)
- 上川孝夫ほか (編)『現代国際金融論 (第 3 版)』(有斐閣、2007 年) [第 15 章]
- 中川淳司「国際開発体制と自由貿易体制の形成」東京大学社会科学研究所 (編)『20 世紀システム 1 構想と形成』(東京大学出版会、1998 年)
- 小林襄治「20 世紀の国際通貨システム」東京大学社会科学研究所 (編)『20 世紀システム 1 構想と形成』(東京大学出版会、1998 年)
- 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』(同文館、1991 年)
- Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective*, New ed., New York, Columbia Univ.Pr., 1980.
- Douglas A. Irwin et al., *The Genesis of the GATT*, Cambridge, Cambridge University Press, 2008.
- 山本和人『多国間通商協定 GATT の誕生プロセス』(ミネルヴァ書房、2012 年)